

## 社会保険診療報酬支払基金からのレセプト返戻について

### 事案

8月下旬、7月請求分のレセプトについて基金担当者より「『重症』についてはECMO、人工呼吸器を使用している状態であるため、装着をしていない貴院の、特定集中治療室管理料の請求については返戻をさせていただきたい」との指摘があり、再三「コロナ陽性患者は当院においては HCU 基準病床で対応しており、病態も呼吸不全の状態であり常時酸素吸入や呼吸心拍監視を必要としている状態」である旨を説明しましたが、「ECMO、人工呼吸器の管理が算定の根拠」といわれた。

県の医療保険課に尋ねたところ

厚労省から、等の範囲を絞り込む通知等は出ていないということです。

令和3年8月27日付 診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その57）

問3 5月26日事務連絡の2（1）における重症の新型コロナウイルス感染症患者の範囲に関し、当該患者が、人工呼吸器管理等を要しないものの、特定集中治療室管理料等を算定する病棟における管理を要すると医学的に判断される場合、特定集中治療室管理料等の算定について、どのように考えればよいか。

（答）当該患者は重症の新型コロナウイルス感染症患者に該当するものとして、5月26日事務連絡の別表に示す特定集中治療室管理料等（3倍）を算定してよい。

という、質疑が出たばかり。基本的には、「重症」の判断については、現場の医師の判断を広く受けるスタンスだが、個別の患者ケースの判断・査定の是非までは、県として言及できない。とのこと。

- 1 HCU、ICUで、「ECMOや人工呼吸器を未装着」を理由に査定返戻されたことがあるか？
- 2 何か、そういった縛りを文書で示されたことがあるか？

基金が、個別のケースでなく、すべての場合に「エクモか人工呼吸器装着」ということを何か、文書等に出されているものがあれば、県病院協会名で、質問と、抗議を出す手はあるかと思います。